

◇ No. 10にあった国訴について補足します。国訴とは図表 P. 193⁴に記載されているとおり、合法的な闘争、つまりきちんと正規の手続きを踏んで奉行所に訴え出る運動で、一揆や打ちこわしとは別のものです。

徳川吉宗政権を代表とする商品作物増産策などもあって農村部では米の生産以外にも様々な原料や商品が生産されるようになってきました。たばこや菜種、綿などがその代表です。そうした商品を農民たちとしてはできるだけ高く売りたいのです。

こうした農村における作物生産の拡大を受けて、村内の富裕な商人が村内の生産物を買って町に売りに行き、あるいは町で金肥を購入してきて村内の農民に販売するといったように、農村で農民身分のまま商売を行う豪農が登場します。このような商人を「^{ざいごうしょうにん}在郷商人」といいます。在郷商人は農民から買い取った商品を、やはり高く売りたいのですが、そこに壁となって立ちふさがる存在が登場します。町での流通を独占している株仲間です。特定商人による団体である株仲間が営業権を独占している以上、在郷商人は彼らに商品を売らざるを得ません。もしも株仲間による独占がなければ、複数の相手と交渉して最も高い値段で買ってくれる相手に販売することができます。交渉相手が株仲間だけということになると、在郷商人は株仲間の希望する値段で安く買いたたかれることとなります。

町で高く売れない限り、農民から買い取るときも高く買ってあげることとはできません。株仲間が結成を認められなければ、商品は町で高く売れることになり、在郷商人が農民から買い取る値段も高くなって、農民たちにも余裕が生まれることになるでしょう。

そこで在郷商人は農民たちにも声をかけて、株仲間の特権停止を求め訴訟を起こします。経済の発達した大坂町奉行所の管内が多かったようです。もう一度図表 P. 193⁴「国訴」の図を見直してください。青い字で具体例が書いてありますが、1000を超える村々により訴訟は起こされ、成功したものもあるということのようです。農民の力は惣百姓一揆ですでに明らかになっている時期であり、農民の要求を無視できない状況があったのでしょう。また、リーダーシップをとるようになった在郷商人の成長も留意しておきたいところです。